



判決が次回（2022年2月22日）に出されることになり、担当裁判官の考えが注目されます。

一方、大阪における2件目の聴覚障害者夫婦による提訴の公判は、2022年2月にあり、「除斥期間20年」の問題がさらに掘り下げた形で争われることになります。

(報告集会)

控訴弁論後、16時半から大阪弁護士会館10階にて報告集会を実施しました。傍聴参加者のほとんどがそのまま出席、会場参加者46名、オンライン参加31名となりました。

集会は弁護団の報告から始まり、辻川弁護士より法廷での様子を報告したあと、野村夫婦それぞれから悔しい思いを話されました。親とすら話が通じず、病院からも説明が全くなかつたことを、裁判と同じように話されました。

大竹会長からも発言があり、控訴した野村夫婦の勇気をたたえるとともに

一時金申請は2021年10月末で29

害フォーラム)、大聰協は連名で、昨年3月に府に対し、旧優生保護法被害者の調査と一時金の周知を求める文書を提出しました。それに対する府の回答は、国がしているので府は調査しない、というものでした。

2022年1月には府側と関係団体で話し合いを持つことになりました。まだまだ社会に根強く残る優生思想は、全日本ろうあ連盟の特別決議にもある通り、根絶しなければなりません。

次回の裁判は2月22日で、この日に判決がおります。

公益社団法人大阪聴力障害者協会ホームページ（一部）より

2021年11月29日：「強制不妊訴訟不当判決にともに立ち向かうプロジェクト」主催の院内集会が参議院議員会館で開催。当会はオンラインで参加。磯野副会長が3分間のスピーチ

2021年11月30日：野村夫婦 大阪高裁控訴審 第1回弁論
当会から7名が傍聴、報告集会で大竹会長がスピーチ。障害者差別のひどい時代に、情報保障も発言機会も与えられなかった人たちに除斥期間を適用することは違法であるとし、憲法第17条（國・公其団体の賠償責任）が争点となる。

2021年12月12日：「旧優生保護法を吉澤する複数の会」3周年企画（オンライン）

2021年12月12日：「旧優生保護法を文援する福岡の会」2周年企画（オンライン）
大阪は旭区民センターに8名参加。磯野副会長が1分間スピーチ

八阪は旭公民センターに手を貸す。参加費は前会長が4万円陷入ヒート。2022年1月21日：法人登録大会開催。「日優生保険法とは？」これがから取り組み。

2022年1月21日・伝へ後援会云八子白云山「山優生休養法とは? ~これまでの取り組み~」
講師:長宗掌任理事 太田阪立原副情報コミニケーションセンター1階 10時~11時

2022年2月22日：野村市主婦 大阪府立検査室 審査会（14時半開始）

2022年2月22日・野村大輔 八坂高義控訴審判決 14時半開廷

Digitized by srujanika@gmail.com

署名提出院内集会

穠野孝嗣會長

私は、大阪府立福祉情報コ
ミュニケーションセンターの
4階会議室の会場で、大阪問
うネットの堀篤子さんとともに
に、「強制不妊訴訟 不当判決
とともに立ち向かうプロジェクト」
として開催されたこの
集会に参加し、3分間2組の
ろうあ者夫婦の裁判闘争を支
援している立場から発言しました。

さらに、大聴協も参加している「大阪問うネット」が大阪府に対し、声も上げられなかつた被害者に対する旧優生保護法の実態調査と検証、被害者の人権回復、一時金支給法に関する情報の徹底的広報などに關して、対面での意見交換・懇談を求めたが、コロナを理由に断られ、オンラインでの意見交換・懇談も「検討はするが、はつきりと約束はできない」との返事しかもらえなかつたことを報告しました。（その後、この件は2022年1月11日に対面でやれることになりました。）

不妊手術をされたことに抗議して、大阪地方裁判所に2019年1月30日に提訴した野村さん夫婦（仮名）の裁判は、2020年11月30日の判決では「旧法が子を産み育てるか否かを意思決定する自由を侵害しているとして違憲と判断。一方で、不法行為から20年で賠償請求権が消滅する『除斥期間』を適用して請求を棄却」という残念な結果となり、夫婦は大阪高等裁判所に控訴中でした。

今回の控訴審の争点は、「除斥期間20年の適用で賠償請求権が消滅する」という国側の主張が妥当かどうかということです。

被害を受けた当時、ヨーロッパケーションの保障もなく、障害者差別の厳しかった当時の社会で被害を受けることになつた人たちが、不妊手術をされたことに対する抗議の声を上げられたかどうか、裁判という手段にアクセスできたかどうかという点ですが、原告（被害者）にとって、それらは到底不可能なことであつたということを証明していくかなければなりません。

さらに控訴審にあたつて、原告側弁護士が主張した反論要旨は

①この裁判は、単なる違法行為に基づく損害賠償請求事件ではない。戦後最大の人権侵害に関する法的責任が問題と

③障害者に対する断種政策であり、国際法上の犯罪にすら当たりうる行為である。

④障害者のみを狙い撃ちにした行為である。

⑤被害者は、優生思想に基
礎づけられた差別・偏見にさらされていて。(優生手術の対象者は「不良な子孫を残す者」「子どもを産んではならない者」と決めつけられ、差別・偏見にさらされ続けていた。)

⑥その差別・偏見は優生保護法の制定により蔓延・増幅した。

これらを考慮した法解釈がなされるべきである。

原判決(地裁判決)はこれらの事情を考慮せず、除斥期間に関する一般論から、時の経過のみに寄る免責を認めてしまった。結論を被害者に埋しつけ、そのことによりさらに入権侵害が繰り返されたと言わざるを得ない。

ともあれ、結審したことであ